

蛍光灯破碎業者の皆様へ

～平成29年10月1日から～

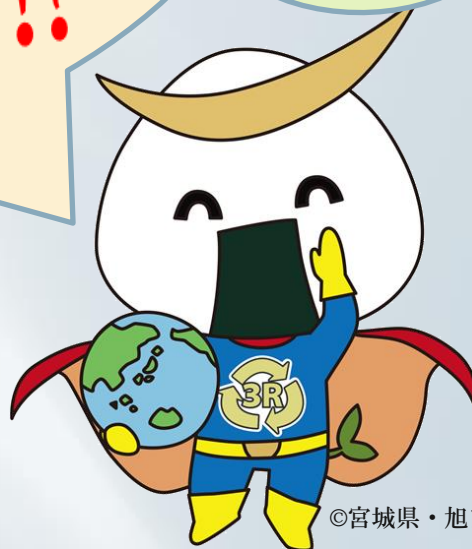
不要となった**蛍光灯**が、
水銀使用製品産業廃棄物
の対象となるって
知っていましたか!?

処分先は
大丈夫
かな?

何をすれば
いいの?

運搬基準は
変わるの?

※一部の電池、蛍光灯、水銀体温計等の
“水銀使用製品産業廃棄物”に関して、
新たな措置が必要となります。
詳しくは環境省『水銀廃棄物ガイドライン』
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>をご覧ください。



©宮城県・旭プロダクション



©宮城県・旭プロダクション

追加される水銀使用製品産業廃棄物の 処分基準

廃棄物処理法施行令6条1項2号ホ

- (1) 水銀とその化合物が**大気中に飛散しない**ように必要な措置をとること。
- (2) **水銀使用製品産業廃棄物**がその他の物と**混合するおそれのない**ように仕切りを設ける等必要な措置をとること。
(積替え保管基準にも適用 廃棄物処理法施行令6条1項1号ニ)
- (3) 保管場所の掲示板に**水銀使用製品産業廃棄物の表示**。
(積替え保管基準にも適用 廃棄物処理法施行規則7条の3)
- (4) 水銀又は水銀化合物の割合が相当の割合以上含まれているもの※の処分又は再生を行う場合には、あらかじめ水銀を回収すること。



産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物
数量 <small>(積替え保管基準に準拠する単位)</small>	
管理者 <small>(責任者)</small>	氏名
	連絡先
保管の高さ <small>(積替え保管基準に準拠する単位)</small>	

※蛍光灯は該当しません。

追加される収集運搬基準 廃棄物処理法施行令6条1項1号ロ

水銀使用製品産業廃棄物を破砕しないよう、かつ他の物と混合するおそれのないように**区分すること**。



運搬を行えるのは、収集運搬業の事業範囲で**水銀使用製品産業廃棄物の許可のある者のみ**です。




最終処分先について

- (1) 水銀使用製品産業廃棄物の許可のある適正に処分又は再生できる業者へ委託を行うこと。
(廃棄物処理法施行令6条の2第2号)
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物の安定型最終処分場への**埋め立て禁止**。(廃棄物処理法施行令6条1項3号)



その他の事項

- (1) マニフェスト記載事項に追加 (廃棄物処理法施行規則8条の20, 8条の21)
水銀使用製品産業廃棄物の有無及び数量を記載して下さい。
- (2) 委託契約書記載事項に追加 (廃棄物処理法施行規則8条の4の2)
 CHECK! 平成29年10月1日より前に締結した契約書については、新たに契約変更等する必要はありません。
- (3) 処分業の帳簿記載事項に追加 (廃棄物処理法施行規則10条の8)



許可証の取扱いについて

新たに許可証を申請する際には**水銀使用製品産業廃棄物等**の取扱いの有無を記載して下さい。現行の許可証書換えの際に取扱いの有無が記載されます。

◇不明な点は県庁又は管轄の保健所(支所)へお問い合わせください◇

	住所	電話番号	管轄区域
仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
塩釜保健所環境廃棄物班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 宮城郡, 黒川郡
塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	岩沼市中央3-1-18	0223-22-2188	名取市, 岩沼市, 亶理郡
大崎保健所環境廃棄物班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡
石巻保健所環境廃棄物班	石巻市東中里1-4-32 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡
気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市, 本吉郡
環境生活部循環型社会推進課 廃棄物指導班	仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2463	県内全域